



あなたも80周年記念事業に参加しませんか？



市民の皆さんとともに80周年がお祝いできるよう、市民団体や法人が行う事業で、市制施行80周年を周知し、盛り上げていただける事業を募集しています。承認された事業については、事業名に「芦屋市制施行80周年記念」または「祝 芦屋市制施行80周年」の冠やシンボルマークを使用することができます。

対象事業

令和2年4月1日～令和4年3月末日の間に実施される事業で以下のいずれかの条件を満たすもの。

- (1) 市制施行80周年を祝い、まちに愛着を持つ機会となる事業
 - (2) これまで築き上げられてきた「芦屋の誇れるもの」を再確認又は再発見する機会となる事業
 - (3) 本市の魅力を市内外に発信し、更なるイメージの向上を図る機会となる事業
- 上記にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業は、対象としない。

- (1) 売名を主たる目的とする事業
- (2) 特定の政党その他の政治団体の利害に関する内容を含む事業
- (3) 特定の宗教、宗派、教団等の利害に関する内容を含む事業
- (4) 参加者に対する経済的負担が過重なもの
- (5) 参加者を限定しているもの
- (6) 公序良俗に反する事業
- (7) 事業内容や使用物件等の品質を保証し、又は担保するものとして使用されるおそれのある事業
- (8) 法律及び法律に基づく政令その他の命令（兵庫県の条例及び規則並びに芦屋市の条例及び規則をいう。）に違反する事業



冠・シンボルマークの使用

事業名に「芦屋市制施行80周年記念」または「祝 芦屋市制施行80周年」を冠として使用できます。また、2種類（うちBパターンは4色展開）のシンボルマークを印刷物等に使用できます。

(1) Aパターン



(2) Bパターン



申請手続きは裏面をご覧ください。

申請手続き

事業実施の1か月前（広報あしやへの掲載を希望する場合は2か月前の15日）までに以下の書類を提出してください。

※広報あしやへの掲載は紙面の都合で掲載できない場合があります。

(1) 冠事業のみの申請

芦屋市制施行80周年記念冠使用承認申請書及び団体組織図、規約、冠・シンボルマークを使用する印刷物の原稿

(2) 後援名義との同時申請

芦屋市制施行80周年記念冠使用承認申請書（後援名義使用同時申請用）及び冠・シンボルマークを使用する印刷物の原稿

手続きに関する留意点

- (1) 申請時に冠・シンボルマークを使用する印刷物の原稿の提出が難しい場合は、申請後、完成次第ご提出ください。
- (2) 申請書には、漏れなく記載してください。（該当のない箇所は空欄にせず、「なし」と記入してください。）
- (3) 使用承認を通知した後に申請内容に変更が生じた場合には、1週間以内に届け出てください。（変更の届け出の手続きを怠ったり、申請内容に反する行為があった場合は、冠等の使用承認を取り消すことがあります。）

提出先

芦屋市役所企画部政策推進課

〒659-8501 芦屋市精道町7-6

※ご持参される場合は南館2階政策推進課執務室まで
お願いいたします。



受付期間

令和2年2月1日～令和4年2月末日まで

その他

- (1) 市制施行80周年記念冠使用審査結果通知書は、申請書を受理してから3週間以内を目途に郵送します。
- (2) 事業期間終了後1月以内に「事業報告書」を提出してください。

問い合わせ

企画部政策推進課 TEL：0797-38-2127